

平成15年度大台ヶ原自然再生検討会 森林生態系部会設置要領(案)

(名称)

1. 本会は、「大台ヶ原自然検討会 森林生態系部会」(以下「部会」という)と称する。

(目的)

2. 部会は環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所が設置する「大台ヶ原自然再生検討会」のもと、大台ヶ原における森林生態系の現状を把握し、森林生態系をどのように保全再生していくかについて検討することにより、「大台ヶ原自然再生推進計画」の策定に資することを目的とする。

(検討事項)

3. 部会においては次の事項を検討する。
 - (1) 大台ヶ原における森林植生の現状把握と、再生ポテンシャルの評価に関する事項
 - (2) 野生動物の現状把握と生息環境の評価に関する事項
 - (3) これまでの対策等の評価分析と保全再生手法の検討に関する事項
 - (4) その他、部会の目的を達するために必要な事項

(部会の構成)

4. 部会の構成等は以下のとおりとする。
 - (1) 部会は、学識経験者、関係機関のうちから環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所長(以下「事務所長」という。)と協議の上、財団法人自然環境研究センター理事長(以下「理事長」という。)が委嘱する委員をもって構成する。
 - (2) 理事長は、必要と認める場合に事務所長と協議の上、部会に委員以外の学識経験者や関係機関等の参画を求めることができる。
 - (3) 部会は必要に応じ、事務所長と協議の上、その下に専門家を中心としたワーキンググループを設けることができる。

(座長)

5. 部会に座長をおき、委員の中から互選により選出する。座長は部会の議長を務めるとともに、会務を統括する。

(運営)

6. 部会の運営に関する事務は、財団法人自然環境研究センターが行う。その他運営に関して必要な事項は部会で決定する。

(情報公開)

7. 部会は公開で行う。ただし、希少な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については、非公開とする。

(任期)

8. 委員の任期は平成16年3月30日までとする。

(附則)

9. この規約は平成15年9月 日から施行する。